

議員提出第2号

非核三原則の堅持を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

令和7年（2025年）12月10日 提出

提出者 狛江市議会議員 荒 木 て つ
ひらい 里 美
高 木 さとこ
吉 野 芳 子
岡 村 し ん
宮 坂 良 子
西 村 あつ子
山 田 幸 子
佐々木 貴 史

狛江市議会議長
三 角 武 久 様

（提出理由）

非核三原則の堅持を求める意見書

第2次世界大戦末期の1945年、広島と長崎に原爆が投下された。原爆の犠牲者は1945年末までに約21万人とされ、戦後80年経っても未だに後遺症に苦しんでいる被爆者の方がいる。核兵器は二度と使用されてはならない、これは被爆者の願いである。

非核三原則は、1971年に国会で決議された日本の国是とした「核を持たず、作らず、持ち込ませず」という基本方針である。戦後、核廃絶をめざす日本の立場を国際社会に明確に示し、信頼を広げる重要な役割を果たしてきた。

高市早苗首相は、非核三原則の見直しを検討しようとしている。

今国会での党首討論では、非核三原則の見直しに反対する意見に対し、高市首相は、国是である非核三原則を「政策上の方針」と表現し、将来的な非核三原則の堅持を明言しなかった。

狛江市議会が、1982年6月21日に、全会一致で可決している「狛江市平和都市宣言」では、非核三原則を守り、狛江市及び狛江市民は、各平和宣言都市と手を結び、核兵器完全禁止・軍縮、全世界の非核武装化にむけて努力することを宣言している。

昨年は、日本原水爆被害者団体協議会が、ノーベル平和賞を受賞した。核廃絶への流れは、世界の大きな流れとなっている。そのような中で、唯一の戦争被爆国の日本が非核三原則を見直すようなことがあっては、核廃絶への流れに逆行することになる。

よって狛江市議会は政府等に対し、非核三原則の堅持を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）12月22日

東京都狛江市議会

令和7年12月22日原案可決

内閣総理大臣
衆議院議長様
参議院議長